毎週火・金曜日発行

北海道公報

発行　北　海　道
編集　総務部人事局
　　法制文書課
電話　011－204－5035
FAX　011－232－1385

目　　次　　ページ

告　　示

○土地改良区の定款の変更の認可……（農業施設管理課）　94
○道営土地改良事業計画の決定……（農業施設管理課）　94
○北海道漁港管理条例第13条第１項第１号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定の一部改正……（漁港漁村課）　94
○知事権限に係る保安林の指定の予定……（治山課）　94
○森林法による通知に代える公示（２件）……（治山課）　95
○土砂災害警戒区域の指定……（砂防災害課）　95
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……（砂防災害課）　96
○都市計画事業の事業計画の変更の認可……（都市環境課）　97

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……　97

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……　97

道警察本部告示

○特定調達契約に係る入札の公告……　99

告　　示

北海道告示第132号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、平成26年２月12日、留辺蘂土地改良区の定款の変更を認可した。

平成26年２月21日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道告示第133号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成26年２月25日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成26年２月21日

北海道知事　高　橋　はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
大師大国	農業用用排水施設、区画整理	北海道空知総合振興局
砺　波	農業用用排水施設	同
美唄第１	同	同
歌登２	区画整理	北海道宗谷総合振興局

北海道告示第134号

平成12年北海道告示第1311号（北海道漁港管理条例第13条第１項第１号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定）の一部を次のように改正し、平成26年４月１日から施行する。

平成26年２月21日

北海道知事　高　橋　はるみ

浜益（浜益地区）漁港（石狩市）の項中「２　西防波堤のうち別図に示す138メートル」を「２　西防波堤のうち別図に示す100メートル」に改める。

盃（盃地区）漁港（泊村）の項を削る。

泊（後志）漁港（泊村）の項を削る。

熊石漁港（八雲町）の項中「10隻以内」を「９隻以内」に改める。

福島（福島地区）漁港（福島町）の項を次のように改める。

福島（福島地区）漁港（福島町）	北防波堤のうち別図に示す25.5メートル	７隻以内	周年

北海道告示第135号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第２項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成26年２月21日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　保安林予定森林の所在場所　常呂郡置戸町字北光50の49、48の49・50の52・50の53・50の138・字置戸37の２（以上５筆について次の図に示す部分に限る。）、40の４、493

２　指定の目的　落石の危険の防止

３　指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2)　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道オホーツク総合振興局産業振興部林務課及び置戸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第136号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を黒松内町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成26年北海道告示第84号のとおりである。

平成26年２月21日

北海道知事　高　橋　はるみ

所在が不分明な者

寿都郡黒松内町字南作開122、123、131の１、131の２、132所在の森林について所有権を有する　　有限会社北日本農場

寿都郡黒松内町字中里52の７所在の森林について所有権を有する　　斉藤　清

北海道告示第137号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を深川市役所及び島牧村役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成26年北海道告示第100号のとおりである。

平成26年２月21日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1)　所在が不分明な者

深川市幌内４所在の森林について所有権を有する　　熊田　治郎
深川市幌内154所在の森林について所有権を有する　　白尾　清作
深川市幌内314所在の森林について所有権を有する　　栗林　武
深川市幌内315所在の森林について所有権を有する　　田村　忠雄
深川市幌内318所在の森林について所有権を有する　　林　佐次郎
深川市幌内318所在の森林について地上権を有する　　竹中　定一
深川市幌内327所在の森林について所有権を有する　　池田　松廣
深川市幌内341所在の森林について所有権を有する　　有限会社協和商事

(2)　掲示場所　　深川市役所

2(1)　所在が不分明な者

島牧郡島牧村字栄浜286所在の森林について所有権を有する　　寺谷　常夫
島牧郡島牧村字原歌町555の１、555の３所在の森林について所有権を有する
藤田　二三男、八木　安次郎、藤田　馨二

(2)　掲示場所　　島牧村役場

北海道告示第138号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第６条第１項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年２月21日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1)　土砂災害警戒区域の箇所番号
小橋内川１号沢川（Ⅰ－33－0830）
(2)　土砂災害警戒区域の表示
室蘭市清水町１丁目、小橋内町２丁目（次の図のとおり）
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
2(1)　土砂災害警戒区域の箇所番号
本町川（Ⅰ－32－1390）
(2)　土砂災害警戒区域の表示
伊達市大滝区本郷町（次の図のとおり）
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
3(1)　土砂災害警戒区域の箇所番号
車止内２号沢（Ⅰ－71－0160）
(2)　土砂災害警戒区域の表示
網走市錦町（次の図のとおり）
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
4(1)　土砂災害警戒区域の箇所番号
車止内３号沢（Ⅰ－71－0170）
(2)　土砂災害警戒区域の表示
網走市錦町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第139号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第６条第１項及び第８条第１項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年２月21日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭沢町２（Ⅰ－３－111－1751）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市沢町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭母恋南町３－３（Ⅰ－３－169－1809）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市母恋南町２丁目、３丁目（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭増市町１丁目２（Ⅰ－３－92－1732）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市増市町１丁目（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭本輪西町２丁目２（Ⅰ－３－289－1929）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市本輪西町１丁目、２丁目（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

5(1) 土砂災害特別警戒及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
旭川忠和１（Ⅰ－４－６－2149）
(2) 土砂災害特別警戒及び土砂災害特別警戒区域の表示
旭川市神居町忠和（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

6(1) 土砂災害特別警戒及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
旭川台場東１丁目（Ⅱ－４－９－1525）
(2) 土砂災害特別警戒及び土砂災害特別警戒区域の表示
旭川市台場東１丁目（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
緑町沢（Ⅰ－71－1160）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
網走市緑町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
緑町十号沢（Ⅰ－71－1170）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

網走市緑町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
網走向陽ヶ丘２丁目１（Ⅰ－７－３－2497）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
網走市向陽ヶ丘２丁目（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
網走向陽ヶ丘６丁目（Ⅰ－７－６－2500）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
網走市向陽ヶ丘６丁目（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第140号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成26年２月21日

北海道知事　高　橋　はるみ

1 施行者の名称　札幌市
2 都市計画事業の種類及び名称　札幌圏都市計画道路事業（３・４・62号富丘通及び３・４・48号下手稲通）
3 事業施行期間　平成12年４月７日から平成27年３月31日
4 事業地（収用の部分）　変更なし

総合振興局告示及び振興局告示

北海道留萌振興局告示第22号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年２月21日

北海道留萌振興局長　岡　崎　一　智

1 落札に係る物品等の名称及び数量
ロータリー除雪車（1.5m／800ｔ）　１台
（ロータリー除雪車（1.3m／700ｔ）１台と交換）
2 落札を決定した日
平成26年２月６日
3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏　名　株式会社日本除雪機製作所
(2) 住　所　札幌市手稲区稲穂３条６丁目４番38号
4 落札金額
16,905,000円
5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
6 一般競争入札の公告
平成25年12月27日付け北海道留萌振興局告示第77号
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名　称　北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所在地　留萌市住之江町２丁目１番２号

道教育庁教育局告示

北海道教育庁石狩教育局告示第14号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成26年２月21日

北海道教育庁石狩教育局長　成　田　直　彦

1 入札に付する事項
(1) 調達をする特定役務の名称及び数量
ア 特別支援学校校舎等清掃業務（Ａ地区）　一式
イ 特別支援学校校舎等清掃業務（Ｂ地区）　一式
ウ 特別支援学校校舎等清掃業務（Ｃ地区）　一式

エ　特別支援学校校舎等清掃業務（Ｄ地区）　　一式
オ　特別支援学校校舎等清掃業務（Ｅ地区）　　一式
カ　特別支援学校校舎等清掃業務（Ｆ地区）　　一式
キ　特別支援学校校舎等清掃業務（Ｇ地区）　　一式
アからキまでについては、それぞれの入札とする。
⑵　調達をする特定役務の仕様等　　入札説明書による。
⑶　契　約　期　間　　平成26年４月10日から平成27年３月31日まで
⑷　履　行　場　所　　入札説明書による。
2　入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
⑴　平成25年北海道告示第３号又は平成26年北海道告示第11号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。
⑵　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
⑶　暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
⑷　資格審査の申請をする日の直前２営業年度分（当該２営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、本契約と種類を同じくする通年契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
3　資格要件の特例
平成16年北海道告示第447号の２による。
4　条件付一般競争入札参加資格の審査
⑴　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の⑷に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
ア　申請の時期　　平成26年２月21日（金）から同年３月20日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前９時から午後５時まで
イ　申請の方法　　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
ウ　申請書類の提出先　　郵便番号 060－8549　札幌市中央区北３条西７丁目
北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
⑵　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
5　契約条項を示す場所
北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
6　入札執行の場所及び日時
⑴　入　札　場　所　　札幌市中央区北３条西６丁目　北海道庁赤れんが庁舎２階１号会議室（送付による場合は、郵便番号 060－8549　札幌市中央区北３条西７丁目　北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室）
⑵　入　札　日　時　　平成26年４月１日（火）午後２時（送付による場合は、３月31日（月）午後５時までに必着）
⑶　開　札　場　所　　⑴に同じ。
⑷　開　札　日　時　　⑵に同じ。
7　入札保証金
平成16年北海道告示第448号の１の⑴による。
8　入札説明書の交付に関する事項
⑴　交　付　場　所　　５に同じ。
⑵　交　付　方　法　　⑴の場所で交付する。
なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/index）においてダウンロードすることができる。
9　落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の２の⑴のア及び３の⑴による。
10　最低価格の入札者を落札者としない場合
この入札は、低入札価格調査の基準価格を設定しており、基準価格に満たない入札が行われた場合は、最低の価格でもって入札した者であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。
11　落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
12　そ　の　他
平成16年北海道告示第448号の４の⑵、⑷、⑺から⑼まで及び⑾から⒀までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
⑴　名　　称　　北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
⑵　所　在　地　　郵便番号 060－8549　札幌市中央区北３条西７丁目
電話番号 011－204－5872
13　Summary
A　Nature and quantity of the services to be procured :
a　Cleaning of the premises at schools for special needs (A zone)

b　Cleaning of the premises at schools for special needs (B zone)
c　Cleaning of the premises at schools for special needs (C zone)
d　Cleaning of the premises at schools for special needs (D zone)
e　Cleaning of the premises at schools for special needs (E zone)
f　Cleaning of the premises at schools for special needs (F zone)
g　Cleaning of the premises at schools for special needs (G zone)

B　Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., April 1, 2014
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 31, 2014)

C　Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-Ku, Sapporo 060-8549 Japan
Phone : 011-204-5872

道　警　察　本　部　告　示

北海道警察本部告示第86号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成26年２月21日

北海道警察本部長　坂　　明

１　入札に付する事項

⑴　調達をする物品等の名称（１リットル当たりの単価）及び調達予定数量

ア　自動車ガソリン　ＪＩＳ１号　29,000リットル
イ　自動車ガソリン　ＪＩＳ２号　981,000リットル
ウ　軽油　ＪＩＳ特１号、１号、２号、３号及び特３号　135,000リットル
エ　ガソリンエンジン用オイル　ＳＭ級以上のマルチグレードタイプ　3,300リットル
オ　ディーゼルエンジン用オイル　ＣＦ級マルチグレードタイプ　1,000リットル

⑵　調達をする物品等の仕様等　入札説明書による。

⑶　契約期間　平成26年４月１日から平成27年３月31日まで

⑷　納入場所　給油票を提示する場所

２　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

⑴　平成25年北海道告示第３号又は平成26年北海道告示第11号に規定する物品の購入の資格を有すること。

⑵　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

⑶　暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

⑷　石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第１項の規定による石油販売業の届出をしていること。

⑸　揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）第３条の規定による揮発油販売業の登録を受けていること。

⑹　納入する物品について、契約担当者等が指定する数量を納入することができること。

⑺　次に掲げる庁舎等ごとに定める範囲内で給油（危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第17条第５項に規定する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（以下「セルフ給油所」という。）における給油を除く。）が可能なこと。

名　称	所　在　地	範　囲
北海道警察本部庁舎	札幌市中央区北２条西７丁目	半径３Km
北海道警察本部琴似庁舎	札幌市西区八軒１条西３丁目１番９号	半径３Km
北海道警察本部交通機動隊小樽分駐所	小樽市富岡１丁目７番１号	半径３Km
北海道警察本部交通機動隊苫小牧分駐所	苫小牧市旭町３丁目５番12号	半径３Km
北海道警察本部機動隊舎	札幌市南区真駒内南町６丁目２番１号	半径５Km
北海道警察本部高速道路交通警察隊	札幌市厚別区大谷地西５丁目12番30号	半径３Km
北海道警察本部高速道路交通警察隊朝里分駐所	小樽市新光４丁目１番１号	半径３Km
北海道警察本部高速道路交通警察隊北広島分駐所	北広島市大曲並木１丁目１番地１	半径３Km
北海道警察本部高速道路交通警察隊夕張分駐所	夕張市紅葉山323番地５	半径３Km
北海道警察本部高速道路交通警察隊苫小牧西分駐所	苫小牧市字錦岡459番地８	半径３Km
北海道警察本部高速道路交通警察隊室蘭分駐所	室蘭市崎守町316番地	半径５Km
北海道警察本部高速道路交通警察隊岩見沢分駐所	岩見沢市駒園８丁目８番１号	半径３Km
北海道警察本部高速道路交通警察隊滝川分駐所	滝川市東滝川15番地	半径３Km
北海道警察本部札幌運転免許試験場	札幌市手稲区曙５条４丁目１番１号	半径３Km

⑻　札幌市内の警察署を除く全道の各警察署管内で給油（セルフ給油所における給油を除く。）が可能なこと。

⑼　札幌市内で24時間給油（セルフ給油所における給油を除く。）が可能なこと。

３　条件付一般競争入札参加資格の審査

⑴　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の⑷から⑼までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申　請　の　時　期　　平成26年２月21日から同年３月10日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前９時から午後５時まで

イ　申　請　の　方　法　　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　　郵便番号 060－8520　札幌市中央区北２条西７丁目
北海道警察本部総務部会計課

(2)　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4　契約条項を示す場所
北海道警察本部総務部会計課

5　入札執行の場所及び日時

(1)　入　札　場　所　　札幌市中央区北２条西７丁目　北海道警察本部１階入札会場（送付による場合は、郵便番号 060－8520　札幌市中央区北２条西７丁目　北海道警察本部総務部会計課）

(2)　入　札　日　時　　平成26年３月20日　午後１時30分（送付による場合は、同月19日午後５時までに必着）

(3)　開　札　場　所　　(1)に同じ。

(4)　開　札　日　時　　(2)に同じ。

6　入　札　保　証　金
平成16年北海道告示第448号の１の(1)による。

7　入札説明書の交付に関する事項

(1)　交　付　場　所　　４に同じ。

(2)　交　付　方　法　　(1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、Ａ４判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道警察のホームページ（http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/）においてダウンロードすることができる。

8　一連の調達契約に関する事項
この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成25年10月29日付け北海道警察本部告示第367号

9　落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の２の(2)のオ及び３の(1)による。

10　落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11　そ　の　他
平成16年北海道告示第448号の４の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1)　名　　称　　北海道警察本部総務部会計課

(2)　所　在　地　　郵便番号 060－8520　札幌市中央区北２条西７丁目
電話番号 011－251－0110　内線 2239

12　Summary

A　The nature and quantity of products to be procured : a unit price per liter :
a　Gasoline for automobiles (JIS 1)　29,000 liters
b　Gasoline for automobiles (JIS 2)　981,000 liters
c　Light (Diesel) oil (JIS 1, 2, and 3)　135,000 liters
d　Oil for gasoline engines (multi-grade type of SM class or higher quality)　3,300 liters
e　Oil for diesel engines (class CF, multi-grade type)　1,000 liters

B　Bid tendering time and date : 1 : 30 P.M., March 20, 2014
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 19, 2014)

C　Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110　Extension 2239

正　誤

○平成26年２月18日（第2557号）

北海道告示第122号（道営土地改良事業計画の決定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
83	右	13
誤	比布中央第1	
正	比布中央第2	